

龍ヶ崎地方衛生組合管理者が管理する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合規則第4号

龍ヶ崎地方衛生組合管理者が管理する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
龍ヶ崎地方衛生組合管理者が管理する個人情報の保護に関する規則（令和5年龍ヶ崎地方衛生組合規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人情報保護管理者等） 第3条 条例第3条に規定する個人情報保護管理者は、<u>次の各号に掲げる者</u>をもって充てる。 (1) <u>事務局長</u> (2) <u>事務局次長</u> (3) <u>課（龍ヶ崎地方衛生組合行政組織規則（平成17年龍ヶ崎地方衛生組合規則第1号）第2条に規定する課をいう。第3項において同じ。）の長</u> <u>2 前項の個人情報保護管理者を統括するため個人情報保護統括管理者を置き、同項第1号に掲げる個人情報保護管理者をもって充てる。</u> <u>3 第1項の個人情報保護管理者を補佐するため課に個人情報保護担当者を置き、当該課の長が指名する職員をもって充てる。</u> <u>（開示の方法等）</u> 第6条 法第87条第1項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施方法として管理者が定める方法は、次に掲げる方法とする。	（個人情報保護管理者） 第3条 条例第3条に規定する個人情報保護管理者は、<u>龍ヶ崎地方衛生組合行政組織規則（平成17年龍ヶ崎地方衛生組合規則第1号）第2条に規定する課の長</u>をもって充てる。 <u>（電磁的記録の開示方法）</u> 第6条 法第87条第1項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施方法として管理者が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧<u>若しくは視聴</u> (2) 省 略 <u>2 管理者は、保有個人情報記録されている文書（法第60条第1項に規定する地方公共団体行政文書をいう。以下この項及び次項において同じ。）の閲覧若しくは視聴をする者が当該文書を汚損し、若しくは破損し、若しくはその内容を損傷し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。この場合において、管理者は、当該文書の写しを交付する方法により保有個人情報の開示を行うものとする。</u> <u>3 保有個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る保有個人情報記録されている文書の写しを交付するときの交付部数は、当該文書1件につき1部とする。</u> （実費の納付） 第7条 省 略 2 前項に規定する写しの作成に要する費用は、当該写しの交付を受けるときに納付しなければならず、写しの送付を求めるときはその作成及び送付に要する費用は当該写しを発送するときまでに納付しなければならない。 （審査請求に係る諮問） 第12条 管理者は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により<u>龍ヶ崎地方衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（第14条において「審査会」という。）</u>に諮問する場合は、個人情報の保護に関する諮問書（様式第26号）により行うものとする。	(1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、<u>視聴又は聴取</u> (2) 省 略 （実費の納付） 第7条 省 略 2 前項に規定する費用は、<u>保有個人情報の</u>写しの交付を受ける<u>際</u>に納付しなければならない。 （審査請求に係る諮問） 第12条 管理者は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により<u>審査会</u>に諮問する場合は、個人情報の保護に関する諮問書（様式第26号）により行うものとする。
--	--

付 則

この規則は、公布の日から施行する。